

## 神戸市立地域交流センター条例施行規則

令和7年6月17日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市立地域交流センター条例（令和7年3月条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対価の収受等に係る申告)

第2条 条例第8条の規定による申告は、次に掲げる事項を申告して行わなければならない。

- (1) 催物その他の施設の使用により行おうとする事業の内容
- (2) 入場料、受講料その他の対価を収受する場合における当該金額
- (3) 入場券、受講券その他の施設の利用に必要な券類を発行する場合における当該発行枚数
- (4) 飲食の有無及びその内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、条例第5条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）が同条第1項及び第2項の許可をするに当たり特に記載の必要があると認める事項

(対価の収受)

第3条 条例第8条に規定する入場料、受講料その他の対価は、1人当たり月5,000円を超えることができない。

(利用料金の免除)

第4条 条例第11条第5項に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 市その他官公署又は公共団体が主催又は共催し、条例第1条の目的の達成のために行う事業として市長が認める場合
- (2) 市内で活動するものが行う条例に定める地域活動（定例的に実施されるものに限る。）であって、特に公益性又は公共性があるものとして市長が認める場合

(利用可能時間)

第5条 センターの利用可能時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、午後4時から午後9時までの間にあっては、条例第5条第1項又は第2項の許可を受けた者がその時間内において利用する活動に限る。

2 指定管理者は、センターの管理運営上特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得た上で、前項の規定にかかわらず、利用可能時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 センターの休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月4日までの日

(3) 8月13日から8月16日までの日

(4) 市長の承認を得た上で指定管理者が定める日（土曜日、日曜日を除く。）

(5) 前4号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理運営上特に必要があると認める日

2 指定管理者は、センターの管理運営上特に必要があると認めるときは、前項第1号から第4号までの規定にかかわらず、これらの日に開館し、利用させることができる。

(施行細目の委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 附則第3項の規定 条例附則第3項の規定の施行の日

(準備行為)

2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(ふれあいのまちづくり条例施行規則の廃止)

3 神戸市ふれあいのまちづくり条例施行規則(平成2年3月規則第94号)は、  
廃止する。

(指定管理者不在等期間におけるセンターの管理に関する業務)

4 条例附則第6項に規定する指定管理者不在等期間における第2条第5号、第5条第2項並びに第6条第1項第4号及び第5号並びに同条第2項の適用については、第2条第5号中「条例第5条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)」とあるのは「市長」と、第5条第2項並びに第6条第1項第4号及び第5号並びに同条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。